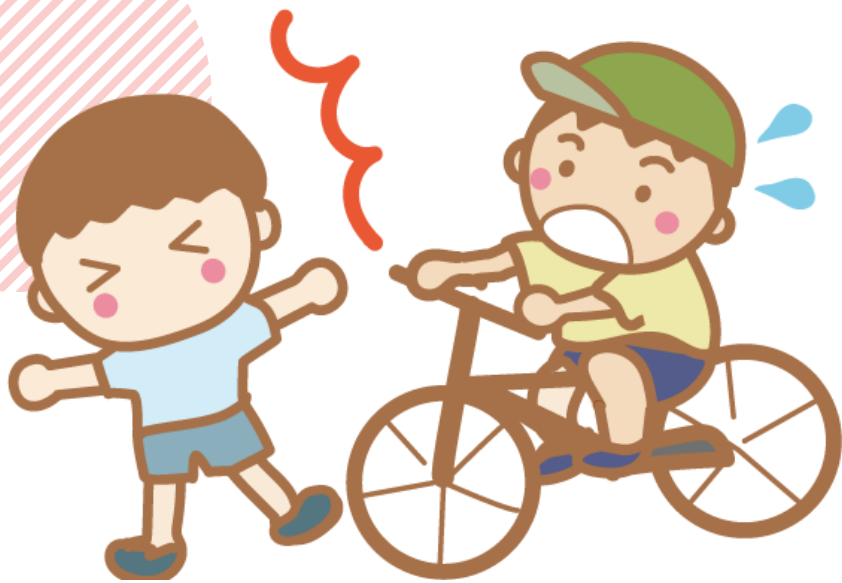


自転車を所有するみなさまへ
栃木県では令和4年7月1日より…



自転車利用にあたって 自転車保険加入が 義務づけられます

生活サポートサポート総合補償制度では、個人賠償責任保険にて自転車の利用によって生じた他人の物・身体への損害への補償、被保険者本人のケガの入・通院の補償が可能となっております。



保険の詳細はパンフレットをご覧ください

◆自転車での高額加害事故例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。裁判所は、保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。

(神戸地方裁判所、平成25年(2013年)7月4日判決)

◆栃木県自転車の安全で適切な利用促進に関する条例

令和4年4月1日施行【(3)のみ7月1日施行】

主な内容

- (1) 県の責務、自転車利用者の責務、県と市町村との協力、事業者の役割等について規定します。
- (2) 自転車の安全で適正な利用に関する教育、乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検及び整備等について規定します。
- (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入義務及び加入の確認等に係る努力義務について規定します。

POINT!

1つの保険で、日常生活での怪我入・通院、病気の入院給付金、個人賠償などの他、自転車保険の賠償をセットでカバー

補償制度に関するお問い合わせは以下へお願いします↓

◆事務局 (加入依頼書等送付先)
栃木県知的障害児者生活サポート協会
TEL: 028-612-1901
FAX: 028-612-1902

◆担当代理店・扱者
(補償制度の請求・内容お問合せ)
株式会社ジェイアイシー
TEL: 03-5321-3373
FAX: 03-5321-4774

